

## 砂防設備の占用の許可に係る審査基準（案）及び砂防設備の占用の許可に基づく権利の譲渡の承認に係る審査基準（案）の概要

### 背景、趣旨

県では、近年のエネルギー自給率の向上や地球温暖化対策への関心の高まりから、砂防堰堤を活用した小水力発電事業が可能となるために、「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例（平成15年3月青森県条例第8号）」を一部改正し「青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例」とし、新たに砂防設備の占用の許可制度を創設する。それに伴い、占用の許可申請についての審査基準を設定し、また、それに関連する審査基準も整備する。

### 主な改正内容及び設定内容

- 第3条第1項 「占用の許可」の審査基準の設定  
(審査基準)

治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、申請者が申請に係る事業を遂行するための能力及び信用を有する者であること。

- 第8条第1項 「占用の許可に基づく権利の譲渡の承認」の審査基準の設定  
(審査基準)

占用の許可に基づく権利の譲渡の承認を行うに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。

- 1 譲渡の前後において、承認の申請に係る占用の許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- 2 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。
- 3 異なる目的への占用の許可に基づく権利の譲渡に当たらないこと。

### 今後の予定

令和2年7月1日施行予定